

	Q	A
1	開催場所等が未定の取組があるが、暫定で記載していいですか。	暫定で問題ありませんが、開催場所も含めた実施計画の内容により審査しているため、実現可能性は担保していただく必要があります。応募時の実施計画から逸脱した内容への変更は認められませんので御注意ください。
2	補助金の上限は補助対象経費の2分の1ですが、分母となる補助対象経費の算出ベースは、申請者自己負担額の範囲なのか、それとも事業費全体なのか教えてください。	事業費全体が補助対象経費の算出ベースです。
3	専門人材は公募が必要なのか、決め打ちでもよいのか教えてください。	選考方法を問うものではありません。達成すべき目標や実施する事業内容に適合するよう選定方法を御検討ください。
4	専門人材が団体の場合、活動概要を書くようにということですが、定款等でよいのか、事業計画のようなものが必要なのか、どの程度のレベルが必要か教えてください。	団体の活動内容が分かるものであれば定款でも事業計画でも結構ですが、それをそのまま添付するのではなく、応募書類の該当箇所に必要な内容のみ記載してください。
5	効果測定に係る費用は補助対象経費ですか。また、収支予算書の内訳書2にそれぞれ効果測定分として計上しても良いですか。	補助対象経費として計上できます。収支予算書の内訳書2にそれぞれ計上することは可能です。
6	地域の文化芸術資源の活用は、文化財や伝統芸能等でなくても、市独自の文化芸術のネットワークのようなものでも良いのでしょうか。	文化芸術資源の捉え方はそれぞれあると思いますので、何が文化芸術資源なのか分かるように具体的に記載してください。
7	今年度は別の補助金を活用した事業を来年度は本補助金の事業として申請する場合、今年度も含めて計画期間とすべきでしょうか。	同じ事業を文化芸術創造拠点形成事業で申請するのであれば今年度を計画期間に含めてください。
8	本補助事業と関連する事業について、応募書類に書いても良いのでしょうか。	補助事業に含まれない事業は「補助事業以外の取組との連携・協働」の欄に記載してください。